

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		地縁による団体の認可		
根拠法令及び条項		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 くらし人権課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	地方自治法施行規則(昭和 22 内務省令第 29 号)第 18 条		
	基 準	地方自治法第 260 条の 2 第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項により認可、告示をする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 15～20 日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 15～20 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				